



アクサの
資産形成の変額保険
ユニット・リンク介護

Press release

2019年9月20日

**アクサ生命、
豊かな未来のために、今から。**

『ユニット・リンク介護プラス』を販売開始

～人生100年時代に備え、資産形成しながら、一生涯の介護・死亡保障が確保できる新商品～

アクサ生命保険株式会社(本社:東京都港区、代表取締役社長兼CEO:安淵聖司)は、2019年9月24日より『アクサの「資産形成」の変額保険 ユニット・リンク介護プラス』(正式名称:ユニット・リンク介護保険(終身移行型))(以下、『ユニット・リンク介護プラス』)の販売を開始します。

働き盛り世代の死亡保障と長期資産形成ニーズにお応えするため、当社は2009年1月に、業界初となる『ユニット・リンク保険(有期型)』(以下、『ユニット・リンク』)の販売を開始しました。『ユニット・リンク』は、保険本来の目的である「死亡保障」の備えと長期分散積立投資による「資産形成」の機能を備え、ライフプランの夢を実現するための基本財産形成をサポートする商品として、お客さまからご支持いただき、累計の販売実績は35万件を超えています。

一方で、現在の平均寿命は男性が約81歳、女性が約87歳^{*1}と大きく延びており、現在60歳の人の約4分の1が95歳まで生きると試算^{*2}もある中、「人生100年時代」は現実のものとなりつつあります。長寿化に伴い、公的介護保険制度の要介護(要支援を含む)認定者数は、2000年の218万人から2016年には622万人と大幅に増加^{*3}しています。また、要介護度別に見た介護が必要となった主な原因は、上位1、2位が認知症によるものである^{*4}とされています。健康で長生きできることは喜ばしいことですが誰もが健康でいられるとは限らないのが現状です。人生100年時代を迎え、「老後生活」や「介護・認知症」に対する不安が高まり、基本財産の形成をおこないつつ介護や認知症に備えることができる保険に対するニーズは高まっています。

このような背景から、当社は、「死亡保障」・「資産形成」の『ユニット・リンク』の優れた機能に加えて、新たに「介護や認知症」への備えもカバーする新機軸の『ユニット・リンク介護プラス』の開発に至りました。変額保険のしくみを利用した長期分散積立投資による「資産形成」を行いながら、公的介護保険制度の要介護2以上に認定されたとき、あるいは認知症になったときのための一生涯の介護(死亡・高度障害)保障を得られることが特長です。

また、本商品に加えて、「人生100年時代」におけるお客さまの不安やリスクを軽減することを目指したサービスの提供も検討しています。

アクサ生命は、保険金や給付金をお支払いする「支払者(ペイヤー)」から、お客さまにより良い人生をお過ごしいただけるようサポートする「パートナー」となることを目指し、社会環境の変化に伴う新たなお客さまニーズに柔軟に対応できる商品やサービスの開発に努めてまいります。

*1:厚生労働省「平成30年簡易生命表」より

*2:国立社会保障・人口問題研究所「将来人口推計」(中位推計)より2019年金融庁作成

*3:厚生労働省「平成29年版厚生労働白書」より

*4:厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査の概況」より

『ユニット・リンク介護プラス』の主な特長

① 介護・死亡・高度障害への備え

要介護2以上から、認知症も保障します。

所定の要介護状態、死亡または所定の高度障害状態になったとき、介護・死亡・高度障害保険金をお支払いします。

② 一生涯保障

保障は一生涯続きます。

保険料払込期間満了時点の積立金額をもとに、一般勘定の介護終身保障(第2保険期間)へ自動移行します。

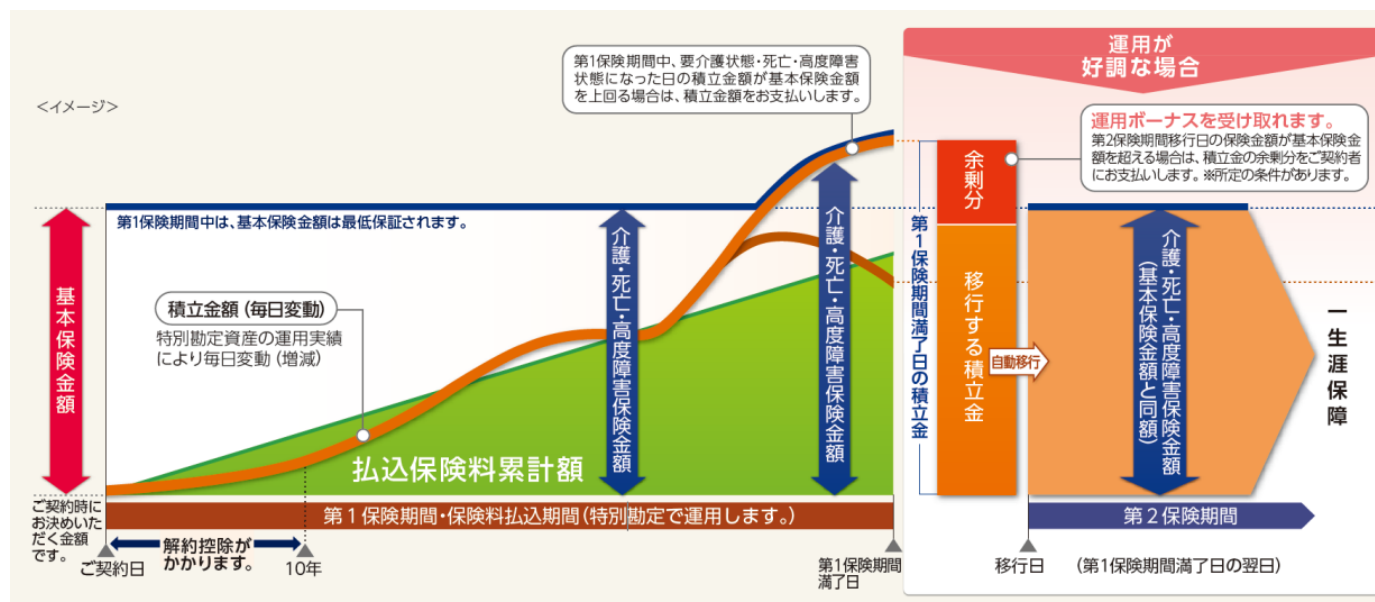
③ 資産形成

長期分散積立投資による資産形成が可能です。

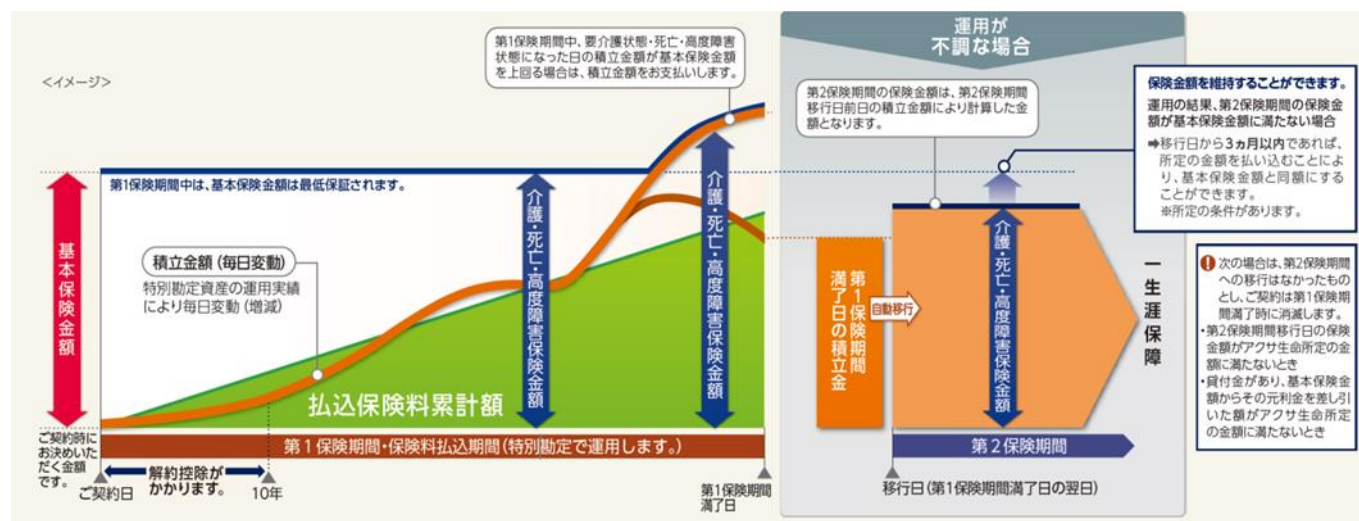
※商品についての詳細は、発売日以降に「パンフレット」「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」、当社HP等にてご確認ください。

【商品しくみ図】

〈概略しくみ図 運用が好調な場合の例示〉



〈概略しくみ図 運用が不調な場合の例示〉



※記載の図はイメージであり、将来の積立金額、介護・死亡・高度障害保険金額などを保証するものではありません。

【契約取扱基準】

項目	取扱基準
契約年齢	15 歳～70 歳 契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。
保険期間	終身
第1保険期間・保険料払込期間	55 歳/60 歳/65 歳/70 歳/75 歳/80 歳満了 10 年/15 年/20 年/25 年/30 年満了
基本保険金額	最低 200 万円～最高 1 億円(10 万円単位) * 最低保険料は月払保険料で 5,000 円、年払保険料で 60,000 円 * 他のご契約の普通死亡保険金額など通算して最高 7 億円 * 保険料建ての場合は、月払保険料で 1,000 円、年払保険料で 10,000 円 契約年齢により、保険期間・保険料払込期間や基本保険金額のお取り扱いが異なります。
保険料払込方法	月払・年払

【介護保険金のお支払基準】

このようなときに介護保険金をお支払いします

1 公的介護保険制度の**要介護2**以上に認定されたとき

要介護度	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
身体の状態例	食事や排泄、立ち上がりや歩行などに何らかの支えが必要。衣服の着脱はほとんどできない。 物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。	食事や排泄に一部介助が必要。入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要で、片足での立位保持ができない。 いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。	食事にときどき介助が必要。排泄、入浴、衣服の着脱に全面的な介助が必要で、両足での立位保持がほとんどできない。 多くの問題行動や理解の低下がみられることがある。	食事や排泄など、日常生活全般について全面的な介助が必要。 意思の伝達がほとんどできない。

出典：(公財)生命保険文化センター「介護保険ガイド」(2018年8月改訂版)をもとにアクサ生命にて作成
※要介護度別の身体の状態例は目安であり、実際の認定結果とは異なる場合があります。詳細はお住まいの市区町村などの公的介護保険制度をご確認ください。
※公的介護保険制度の改正により、お支払対象となる要介護度別の状態は変動する可能性があります。

2 **器質性認知症***になり、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ他人の介護を要する状態が180日継続したと医師によって診断確定されたとき

*脳内に後天的におこった器質的な病変や損傷があり、正常な脳が、器質的障害により破壊されたために一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したことをいいます。

〈例〉アルツハイマー病や脳卒中などにより脳に障害をきたし、意識がはっきりしているときでも時間・場所・人物の認識ができなくなり、かつ他人の介護が必要な状態



保険金のお支払いなどにはアクサ生命所定の条件があります。
詳しくは、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

【特別勘定(第1保険期間中は「特別勘定」で運用します。)]

■ 特別勘定の種類

安定成長 バランス型	積極運用 バランス型	日本株式型	日本株式 プラス型	外国株式 プラス型
世界株式 プラス型	新興国株式型	世界債券 プラス型	オーストラリア 債券型	金融市場型

※各特別勘定の詳細については、「特別勘定のしおり」をご覧ください。



添付資料

このプレスリリースに記載の商品をご契約いただくにあたり、特にご注意いただきたい事項

ご契約者が損失を被ることがあります（投資リスクについて）

- 第1保険期間中の積立金額、払いもどし金額などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動（増減）します。
- 特別勘定資産の運用には、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替リスク、派生商品取引のリスクなどがあります。これらのリスクはご契約者に帰属し、**ご契約者が損失を被ることがあります。**
- ご契約を解約した場合の払いもどし金額などが**払込保険料総額を下回る場合があります。（払いもどし金額や積立金額に最低保証はありません。）**
- 第2保険期間の保険金額が、**基本保険金額を下回る場合があります。**
- 特別勘定における資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、アクサ生命または第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。
- 詳しくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。

お客さまにご負担いただく費用があります【第1保険期間中】

- **ご契約の締結・維持、死亡保障などにかかる費用および特別勘定の運用にかかる費用**があります。
- 払込保険料からご契約の締結・維持などに必要な費用を控除した金額を特別勘定に繰り入れます。したがって、**払込保険料の全額が特別勘定で運用されるものではありません。**
- 特別勘定に繰り入れた後に、死亡保障などに必要な費用や運用関係費を特別勘定資産から定期的に控除します。
- ご契約の締結・維持、死亡保障などに必要な費用については、被保険者の年齢・性別などにより異なるため、具体的な金額や上限額を表示することができません。

10年未満は解約・減額・払済保険への変更時に費用がかかります【第1保険期間中】

- 解約日^{*1}における**保険料払込年月数^{*2}が10年未満の場合**に、積立金額から解約控除額が差し引かれます。
- 解約控除額は、基本保険金額に対し、保険料払込年月数^{*2}により計算した額となります。
- **特に早期に解約された場合は、解約控除額が大きくなり、払いもどし金はまったくない場合もあります。**
- 解約控除額は保険料払込年月数^{*2}、契約年齢、保険料払込期間などによって異なり、具体的な金額を表示することができません。
- 保険料払込年月数^{*2}が10年未満の場合にユニット・リンク払済介護保険（終身移行型）への変更などをされる場合にも解約控除がかかります。**特に早期に変更を行った場合は、解約控除額が大きくなり、変更のお取り扱いができない場合もあります。**
- 基本保険金額を減額されたときは、減額分は解約されたものとしてお取り扱いしますので、減額部分にも解約控除がかかります。

*1 減額日も含みます。

*2 年払の場合は、月払保険料として特別勘定に繰り入れた年月数。

お申込みに際しては、「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」を十分にお読みいただき、投資リスクやご負担いただく諸費用などの内容についてご理解・ご了解ください。



【費用について】

■ 第1保険期間中にかかる費用 (以下の各費用の合計額をご負担いただきます。)

保険関係費

保険関係費とは、お払込みいただいた保険料もしくは積立金から控除される諸費用です。保険関係費の細目は下表のとおりです。

保険関係費の細目	取 扱 内 容
① 保険契約の締結・維持および保険料の収納に必要な費用	特別勘定への繰入の際に保険料から控除します。
② 特別勘定の管理に必要な費用	積立金額に対して年率 0.50% (0.50% / 365 日) を乗じた金額を、毎日、積立金から控除します。
③ 基本保険金額保証に関する費用	また、積立金額に対して年率 0.25% (0.25% / 12ヵ月) を乗じた金額を、月単位の契約応当日始に積立金から控除します。
④ 死亡保障などに必要な費用 (危険保険料)	月単位の契約応当日始に積立金から控除します。
⑤ 保険料払込免除に関する費用	保険料に対して 0.1% ~ 0.2% (保険料払込期間に応じます) を乗じた金額を、特別勘定への繰入の際に保険料から控除します。

※保険関係費 (上表 ① ~ ⑤) の総額は、被保険者の年齢、性別などにより異なるため、具体的な金額や上限額を表示することができません。

※年払保険料は分割し、月払保険料として毎月特別勘定に繰り入れます。

※契約条件に関する特約 (08) を付加し、特別保険料の付加の条件が適用された場合は、特別保険料をご負担いただきます。(特別勘定への繰入の際に保険料から控除します。) 特別保険料は特別勘定では運用いたしません。特別保険料は「契約条件・特別条件承諾書」でご確認ください。

運用関係費

項 目	費 用	ご負担いただく時期
運用関係費	安定成長バランス型 投資信託の純資産額に対して年率 0.4710% 程度 (税抜) *1	特別勘定にて利用 する投資信託におい て、毎日、投資信託 の純資産額から控除 します。
	積極運用バランス型 投資信託の純資産額に対して年率 0.5180% 程度 (税抜) *1	
	日 本 株 式 型 投資信託の純資産額に対して年率 0.1200% 程度 (税抜)	
	日本株式 プラス型 投資信託の純資産額に対して年率 0.8200% 程度 (税抜)	
	外国株式 プラス型 投資信託の純資産額に対して年率 0.5000% 程度 (税抜)	
	世界株式 プラス型 投資信託の純資産額に対して年率 0.7300% 程度 (税抜) 実質年率 0.7365% 程度 (税抜) *2	
	新 興 国 株 式 型 投資信託の純資産額に対して年率 0.5000% 程度 (税抜)	
	世界債券 プラス型 投資信託の純資産額に対して年率 0.5200% 程度 (税抜)	
	オーストラリア債券型 投資信託の純資産額に対して年率 0.3100% 程度 (税抜)	
	金 融 市 場 型 投資信託の純資産額に対して 年率 0.0325% ~ 0.4600% 程度 (税抜) *3	

●運用関係費はすべて税抜で表示しています。別途消費税相当額がかかります。

※運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬のほか、信託事務の諸費用など、有価証券の売買委託手数料および消費税などの諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量などによって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、各特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの諸費用を間接的に負担することとなります。

※運用関係費は、特別勘定の廃止もしくは統合・運用協力会社の変更・運用資産額の変動などの理由により、将来変更される可能性があります。

*1 「安定成長バランス型」および「積極運用バランス型」の運用関係費は、主な投資対象である投資信託の信託報酬率を基本資産配分比率で加重平均した概算値です。各投資信託の信託報酬率はそれぞれ異なりますので、各投資信託の価格の変動などに伴う実際の配分比率の変動により、運用関係費も若干変動します。

*2 「世界株式プラス型」で利用する投資信託は、他の投資信託証券を実質的な投資対象としており、投資対象における所定の信託報酬を含めてご契約者が実質的に負担する運用関係費の概算を表示しておりますが、投資対象の実質組入比率は運用状況に応じて変動するため、ご契約者が実質的に負担する実際の運用関係費の率および上限額は事前に表示することができません。

*3 「金融市場型」の運用関係費は、各月の前月最終5営業日における無担保コールオーバーナイト物レートの平均値に応じて毎月見直されます。



■ 第1保険期間中、解約・減額・払済保険への変更時にかかる費用

解約控除

項 目	費 用	ご負担いただく時期
解約控除	解約日または減額日における保険料払込年月数*が10年未満の場合に、基本保険金額に対し保険料払込年月数*により計算した額	解約日または減額日の積立金額から控除します。

※解約控除額は保険料払込年月数*、契約年齢、保険料払込期間などによって異なり、具体的な金額を表示することができません。

※保険料払込年月数*が10年未満の場合、基本保険金額の減額やユニット・リンク払済介護保険（終身移行型）への変更などにも解約控除がかかります。

*年払の場合は、月払保険料として特別勘定に繰り入れた年月数。

■ 第1保険期間中、積立金の移転にかかる費用

項 目	費 用	ご負担いただく時期
積立金移転費用	【書面による移転申込みの場合】 月1回の移転は無料、2回目からは1回につき2,300円	積立金移転時に積立金から控除します。
	【インターネットによる移転申込みの場合】 月1回の移転は無料、2回目からは1回につき800円	

※積立金移転時は、その際必要となる移転費用の2倍相当額以上の積立金残高が必要です。

※積立金移転費用は将来変更される可能性があります。

■ 年金払特約(06)、年金払移行特約による年金支払期間中にかかる費用

項 目	費 用	ご負担いただく時期
年金管理費	年金のお支払いや管理などに必要な費用 年金額に対して1.0%*	年金支払日に責任準備金から控除します。

*記載の費用は上限です。年金管理費は、将来変更される可能性があります。

アクサ生命について

アクサ生命は AXA のメンバーカンパニーとして 1994 年に設立されました。AXA が世界で培ってきた知識と経験を活かし、246 万の個人、2,200 の企業・団体のお客さまに、死亡保障や医療・がん保障、年金、資産形成などの幅広い商品を、多様な販売チャネルを通じてお届けしています。2018 年度には、2400 億円の保険金や年金、給付金等をお支払いしています。

AXA グループについて

AXA は世界 63 ヶ国で 17 万 1,000 人の従業員を擁し、1 億 500 万人のお客さまにサービスを提供する、保険および資産運用分野の世界的なリーディングカンパニーです。国際会計基準に基づく 2018 年度通期の売上は 1,028 億ユーロ、アンダーライニング・アーニングスは 62 億ユーロ、2018 年 12 月 31 日時点における運用資産総額は 1 兆 4,238 億ユーロにのびります。AXA はユーロネクスト・パリのコンパートメント A に上場しており、AXA の米国預託株式は OTC QX プラットフォームで取引され、ダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・インデックス (DJSI) や FTSE4GOOD などの国際的な主要 SRI インデックスの構成銘柄として採用されています。また、国連環境計画・金融イニシアチブ (UNEP FI) による「持続可能な保険原則」および「責任投資原則」に署名しています。

本件に関するお問い合わせは下記までお願いいたします：

アクサ生命保険株式会社 広報部

電話：03-6737-7140

FAX：03-6737-5964

<http://www.axa.co.jp>